

湿原と農業との共生を目指す
～サロベツ再生構想（案）について～
皆様のご意見をお聞かせ下さい

『サロベツ再生構想（案）』（以下、『再生構想』という）とは、豊富町において、農業と国立公園であるサロベツ湿原との共生に向けた整備構想等の策定のために、各種調査検討を円滑に実施していくために作るものです。今まで、学識経験者、農林水産省、環境省、北海道開発局、豊富町などの関係各機関で構成される「サロベツ再生構想策定検討会」で検討されてきました。

『再生構想』は「湿原の再生」、「農業の振興」、「地域づくり」から構成され、それぞれの目標と考え方について記載しております。

この『再生構想』をとりまとめるに際し、豊富町の皆さんに検討内容を広く知っていただくと共に、意見等を広く募集した上で、最終案を取りまとめたいと考えておりますので、皆様のご意見等をお待ちしております。

また、『再生構想』の策定のスケジュール（予定）は下記のとおりとなっております。

〈スケジュール(予定)〉

- 8月12日～8月23日： サロベツ再生通信の配布による『再生構想』の意見募集
- 8月23日： 意見募集の締め切り
- 8月下旬： 『再生構想』への住民意見反映
- 8月下旬： 第7回サロベツ再生構想策定検討会の開催により『再生構想』の策定

なお、『再生構想』に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

北海道開発局 農業水産部 農業調査課
 TEL 011-709-2311(代表) FAX 011-709-2145

環境省自然環境局 西北海道地区自然保護事務所 公園保護科
 TEL 011-272-1631 FAX 011-272-1737

北海道開発局 稚内開発建設部 農業開発課
 TEL 0162-33-1000(代表) FAX 0162-33-1046

サロベツ再生通信

4号
2004.
8.12

発行元

サロベツ再生促進協議会
 事務局 豊富町農政課
 TEL 〇一六二一八二一〇〇一

環境省自然環境局
 稚内自然保護官事務所

北海道開発局
 農業水産部 農業調査課
 稚内開発建設部 農業開発課



サロベツ再生構想（事務局案）

北海道開発局と環境省は、平成14年5月27日にサロベツ再生構想策定検討会を設置し、主として豊富町地内において、国立公園であるサロベツ湿原及びそれに隣接する農地について、農業と湿原の共生を図るための「サロベツ再生構想」の策定に係る調査検討を実施してきた。このたび2年間にわたる調査結果を「サロベツ再生構想」としてとりまとめるに際し、これまでの検討内容を集大成し、地域住民の意見を広く募集するため、サロベツ再生構想（事務局案）を作成した。

1. 基本理念 — 湿原と農業との共生 —

サロベツ地域の泥炭地は、国民の食糧確保、生活の場の確保のため、主に戦後の開拓入植を契機として開墾が始まり、泥炭地の原野は排水路の整備や暗渠排水、客土等の実施によって牧草地に造成され、酪農をこの厳寒の地に基幹産業として定着させた。現在、泥炭地を開発した牧草地では、泥炭地特有の現象である地盤の不陸沈下が発生し、農地の排水不良や排水路の機能低下が生じ、牧草生産量や農業機械の作業効率の低下が顕著になっている。また農業地域の排水は下流にあるサロベツ湿原や土地の地盤標高の影響を受け、洪水時の排水対策が大きく制約を受けるといふ課題を抱えている。

一方、4千年の時をかけて植物の残遺体が堆積して形成されたサロベツ泥炭地は生命ある土地とでもいうべきで、湿原として残した泥炭地は様々なタイプの湿原域を示し、貴重、希少な野生動植物が生息するなど独特の生態系や生物多様性が高く評価される。昭和49年には利尻礼文サロベツ国立公園に指定されて保護活動が行われ、今日では湿原が地域の観光資源ともなっている。しかし、その湿原も地下水位低下による乾燥化が進み、高層湿原域にササ類が侵入するなど、様々な要因により湿原環境に変化が見られる。

現在、サロベツ地域には、泥炭地に展開する農業的利用と湿原を主とする自然公園としての保護・利用という2つの異なる土地利用状況が併存している。

この両者の間には、主に地下水を要因とする相互に影響し合う強い関係性が見られることから、それぞれが別々に対策を講じることでは個々の状況、また相互関係の改善は十分でなく、農業の振興と湿原の保全が調和を保ちながら発展してゆくために新しい対応が求められている。

このため本構想においては、豊富町地内の国立公園であるサロベツ湿原及びそれに隣接する農地を主たる対象地域とし、この地域での開発と自然保護をめぐる過去の経過も考慮し、湿原と農業との共生を基本理念として地域の農業関係者のみではなく地域住民、関係機関、専門家らがそれぞれ立場を理解し緊密に協力することにより、農地と湿原の再生とその調和を図るための保全整備の方策を検討・実施して、自然環境の再生と農業の振興、そして地域の振興を一体的に図るものとする。

2. 目標

(1) 湿原の再生

①現状と課題

サロベツ湿原はサロベツ川の流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地である。航空写真からの判読では、過去およそ半世紀の間に湿原の面積は約半分となっており、その多くが牧草地等に改変されているものの、現在でも標式的な低位、中間、高位の3つのタイプの泥炭地の分布とそれらに伴う湿原植生が他に例をみない規模で分布している。特に高層湿原は、低平地ではわが国最大のものである。そして、これらのほとんどが現在は国立公園として保護されている。

しかし、これら湿原において、湿地溝の形成など自然条件や放水路、農地排水路、道路側溝といった排水の影響から、地下水位の低下や湿原の乾燥化、地盤沈下が起き、それによりサロベツ湿原を特徴づける高層湿原植生が減少して、ササやヨシ等の侵入がみられるなど、湿原植生に変化が生じている。特に中間湿原から高層湿原域にかけてのササの生育域の拡大は顕著であり、丸山道路の南側での観測では、約20年間でササ前線が20～50m前進しており、北側では近年無数のササのパッチが発生している。この湿原域には世界最小クラスのほ乳類トウキョウトガリネズミ、日本では宗谷地方の湿原にしか生息しないコモチカナヘビが生息し、これら動物への影響も懸念される。

また、丸山周辺では泥炭採掘により約30年間で約150haの湿原が改変されている。事業者による掘削は中止され放置されているが、事業者に復元義務はなく自然の回復を図る必要がある。

サロベツ湿原や牧草地と海を隔てる砂丘林には、日本では他に例を見ない砂丘林堤間湿地・長沼湖沼群が見られ、オジロワシ、ミコアイサ、キンクロハジロ、アカエリカイツブリ等のわが国では数少ない営巣地としても重要である。湿地と長沼湖沼群の水位低下・水面積減少が指摘されているものの、その実態や原因は明らかになっていない。

ペンケ沼では土砂や栄養塩類の流入が顕著であり、水面積が約70年で半減したことが確認されている。ペンケ沼はその周辺の低層湿原とともに、イトウやオオヒシクイ、タンチョウなどの生息地として評価されており、現状の保存が必要である。

埋塞の直接的原因には、流入する河川流域の拡大、上流部の自然林の人工林化もあると考えられる。この地域は一部を除きサロベツ川も蛇行した原始の姿を見せていて、保全対象としても重要である。

②目標

サロベツ湿原は、低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と、隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、自然に蛇行するサロベツ川に、最近タンチョウの繁殖も確認された「ペンケ沼と周辺の低層湿原」地域などと合わせて、自然環境を再生することが必須の地域である。自然再生に取り組むにあたっては、これらに現存する湿原植生等の保全を図ることを最優先とする。

自然再生の目指すべき目標としては、最も重要な高層湿原においては、おおむね

国立公園指定時の昭和49年（1974年）の状況をイメージする。ただ、当時の状況は不明確であり、近年明らかに劣化・変化したと考えられる範囲に対し対策を講じることとし、また対策を講じる土地の近傍で、今も当時の質を残していると考えられる箇所を選び（標準地）、これを具体的目標として自然の再生を行う。

また、ペンケ沼と周辺の低層湿原については、ペンケ沼の埋塞が急速に進行する一方で、最近ではタンチョウの繁殖、イトウの確認など、生物多様性豊かな空間が存在していることから、現況の維持を目標とする。

（2）農業の振興

①現状と課題

豊富町の農業は、農業基盤の整備と歩調をあわせて酪農経営の規模拡大が進み、今日では道北一の酪農地帯に成長した。サロベツ泥炭地に農地を所有する農家への面談調査では、大部分の農地について泥炭地の不等沈下による農地のたん水被害や地下水位の上昇による過湿被害による牧草収量の低下、農作業機械の効率低下などの不具合のため、農地等の整備を要望していることが判明した。

特に、融雪期等に農地等への冠水被害が頻発しているサロベツ川や清明川周辺においては、地域より洪水被害軽減の要望が寄せられている。

なお、全体の3分の2以上の農家は「農地整備を進めるにあたって湿原との共存を考える必要がある」という考えを示している。

一方で、洪水常襲地帯ではまず牧草の安定的な確保を望む声が多く、土地条件の差が考え方の差につながっていることも明らかになった。また農地整備を行うにあたっては、地域全体の生産性が向上するならば、地域の現状を踏まえ、全ての農地を均一に整備することにこだわらず、土地条件によっては整備水準に差を生じることにも止むを得ないと理解する者が多いことも確認された。

②目標

開拓者の開墾の労苦から始まり、今日では厳寒地の基幹産業にまで成長した酪農を今後とも地域の基幹産業として発展させるためには、地域の土地資源を最大限に活用し、粗飼料を主体とする草地型酪農を循環型農業として実践していくことが必要である。このため地域の農地の過半を占める泥炭農地については、農家の整備要望を踏まえ、泥炭地の特性を考慮して、湿原と農業の共生を目指した農地の再整備、河川の整備により、現況農地を高生産性農地として整備する。自然と共生した農業の振興という地域の取り組みが、消費者に対して「国立公園の自然と共存するおいしくて安心な豊富牛乳、農産物」というサロベツブランド確立に繋がることを目指す。

（3）地域づくり

サロベツ地域の基幹産業は農業と観光である。このため、地域づくりについては農業の振興とともに、湿原の再生が重要課題である。それを土台とした、農業の営みから形成された農村景観と自然の営みで形成された自然景観を軸とした観光の展

開が期待される。

サロベツ湿原は年間30万人近くの利用者が訪れる国立公園の核心部であり、ここで行われる自然再生の過程に触れること等を通じて、湿原を中心とした地域の自然環境の特性やしぐみについて、学び体験する場所として活用する。また、周辺に広がる農地・農村においては、開拓の歴史や農業などの人のなりわいと自然との切り離せない関わりを学び、かつ楽しむ場として活用するとともに、国民保養温泉地に指定されている豊富温泉を宿泊可能な利用拠点として活用することも重要である。

このため、国立公園や農地等に対して必要な整備を行うとともに、地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズムと地域農業を活かしたサロベツブランドの特産品の開発やルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図る。

3. 構想の内容

①高層湿原の乾燥化対策

湿原の乾燥化に伴うササの侵入対策として、サロベツ原野保全対策事業を実施しており、これを踏まえ、湿地溝や道路側溝などによる水の流出に対して対策を講じること等により湿原の地下水位の上昇を図り、ササの抑制と湿原の乾燥化抑制の可能性を追求する。

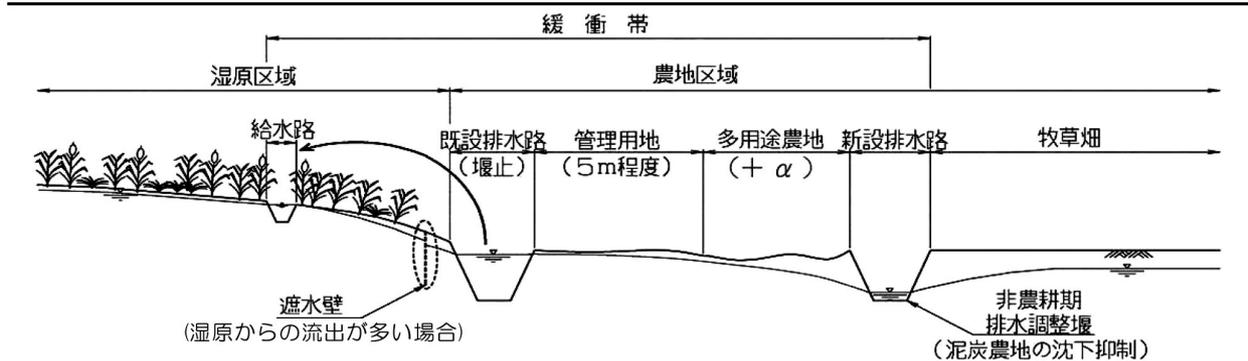
②サロベツ川放水路南側湿原周辺の乾燥化対策

地下水位の上昇と安定をもたらすために、放水路の維持管理に支障が生じないよう配慮しながら、水抜き水路の堰上げなどを行い、湿原の乾燥化を抑制する。

さらに、地下水位の変動状況と植生の変化等をモニタリングしながら植生の管理誘導を図る。

③農地と湿原の緩衝帯の整備

隣接する農地と湿原の地下水位の差異を調整するために、両者の間に緩衝帯を確保し相互の影響を緩和する。緩衝帯の構造、設置力所や規模については、農地と湿原の隣接状況、現地の土地利用、土地所有等の現状を踏まえ、関係者の合意を基本に各種工法について実地試験を進めながら、土地の特性にあったものとする。緩衝帯の土地利用については、寝藁の採草、葦やガマ、エゾカンゾウ等の湿性植物の活用や湿原体験のための散策等、農地と湿原の中間的な第三の土地利用を検討する。



緩衝帯の構造の例

④土地条件に応じた農地の再整備

泥炭地は、泥炭の状態や地下水位の状況など場所ごとに多様な構造特性を有しており、それぞれの場所の条件に適した農地の再整備を行う必要がある。例えば、泥炭地の形成過程において埋もれた旧河道部は、一般的に軟弱で地盤沈下しやすく、透水性が大きく、地下水の通り道となっている可能性が高いため、排水路としての活用等が有効である。

⑤環境に配慮した水路の整備

(1) 幅広水路

排水路を幅広にし、遊水池機能、水質浄化機能等を付加することにより、牧草地の湛水被害の軽減、下流の湿原への土砂等の流入防止に有効である。

(2) 排水調整堰

農地の地盤沈下の進行は、農地と湿原の標高差を増大させるため、農地の保全のみならず湿原保全上も好ましくない。泥炭地の沈下抑制のためには地下水位の確保が重要である。このため排水調整堰を設置して排水路の水位を堰上げすることが有効である。

⑥泥炭採取跡地の再生

泥炭の産業利用のための採取跡地の多くは開放水面として残っていることから、その陸化の促進方策を講じる。また既に陸化しながら植生の導入が進まない区域については、その促進方策を講じる。

⑦ペンケ沼の埋塞対策

ペンケ沼は、上流域からの土砂流入等により埋塞が進行している。現在のペンケ沼は水生植物が豊富で、イトウ、タンチョウ、オオヒシクイの生息も認められ、サロベツ湿原生態系の中で重要な位置を占めている。この状況を持続しつづけるための対策を関係機関と連携して講じるものとする。

⑧砂丘林・長沼湿地群の流出防止対策

長沼湖沼・湿原群は、非常に優れた自然であるが、湖沼群で原因不明の水位低下が指摘されていることから、早急にその状況を把握し、原因を解明して、対策を講じるものとする。

⑨自然とのふれあい

豊富ビジターセンター及び原生花園園地（湿原探勝歩道）を丸山地区に移設する。湿原・農地・農村域を結ぶ遊歩道を関係機関の連携により整備し、地域の自然・資源を活かした環境教育、自然・農村観光への活用を図る。

⑩多様な主体がアクセス出来る共通情報基盤の構築

連携する関係機関の協力も得つつ、事業において収集したデータ等はストックし、データベースを構築し、インターネット等を活用して公開するものとする。

⑪調査、モニタリング、維持管理

自然の再生や農業の振興に関する調査、モニタリング、維持管理作業に関しては、学識経験者、地域住民、関係機関と連携してあたるものとする。また、施設の整備に際しては、特に維持管理に対する配慮が必要である。

4. 構想の実現に向けて

①上サロベツ自然再生協議会の設立

本構想を具体化するため、学識経験者、地域住民、NPO、地方公共団体等多様な主体の参画の下、自然再生推進法に基づく「上サロベツ自然再生協議会」を設立して、さらなる検討を進める。

②調査の継続と先駆的事業の実施について

農林水産省が国営土地改良事業地区調査を実施するとともに、環境省はこれまで行ってきた調査を継続しながら小規模に一部の試験的・先駆的事業を実施しつつ、その結果をフィードバックすることで、さらなる検討を進める。

③情報の公開と多様な意見の反映

サロベツ再生通信やホームページを通じた情報公開により関係者が社会的及び科学的・技術的情報を共有し透明性を確保する。多くのワークショップやワーキンググループなどにおける議論、聞き取り調査などを通じて多様な主体の意見を反映させ地域の合意形成を図るものとする。

④地域農家としての取り組み

緩衝帯の設置など用地の確保や施設の維持管理については、特定の農家のみには大きな影響が生じるおそれがある。また、排水調整堰などの水路の管理対応は、個々

の農家では困難である。このため、農地整備を進めるに際しては、地域の農家全体が影響を公平に分かち合う方法を工夫するよう関係機関は努力する。

⑤自然再生への取り組みを持続的なものにする工夫

自然再生への取り組みを持続的なものとするために、自然の力を有効に利用するが、関係者の協力については、過度の負担とならず、学習的、レクリエーション的な興感を呼び起こす工夫が必要である。例えば、自然環境に配慮した地域の農産物について「サロベツ（公園）ブランド」化を図ることや農業・酪農体験とエコツーリズムとの融合を図ることなど、サロベツ再生への取り組みをあらゆる場面で「特徴ある地域づくり」に繋げるような工夫が必要である。

⑥自然再生手法について

自然再生にあたっては、十分な調査を行い、生態系の状況とその変化の要因の把握に努めつつ事業を実施する。自然再生は生態系自体が持つ復元力によるべきであり、人手を加えて補助することで大きな回復効果を生むと考えられるものについて、十分な時間をかけて慎重に取り組む。生態系の応答は複雑で予想困難な場合が多いことから、個別の事業を小規模なものとして試行し、自然の状況をモニタリングして評価を常にフィードバックしながら順応的に進める。地域の自然資源や伝統的な手法、サロベツ原野保全対策事業の成果などを活用し、きめ細かい丁寧な手法により進めるものとする。

参考

(1) 検討会

1) 検討委員（学識経験者）

- 梅田 安治（農村空間研究所長）　　<座長>
辻井 達一（北海道環境財団理事長）　<座長代理>
井上 京（北海道大学大学院農学研究科助教授）
中村 太士（北海道大学大学院農学研究科教授）
富士田裕子（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター助教授）

2) 行政機関

- 農林水産省（農村振興局計画部事業計画課）
北海道開発局（農業水産部農業調査課、稚内開発建設部農業開発課）
環境省（自然環境局自然環境計画課、西北海道地区自然保護事務所）
豊富町

3) 協力機関

- サロベツ再生促進協議会

北海道森林管理局（旭川分局）

北海道開発局（河川計画課、留萌開発建設部治水課）

北海道（河川課、農村計画課、宗谷支庁、稚内土木現業所）

4) 事務局

北海道開発局農業水産部農業調査課及び環境省西北海道地区自然保護事務所

(2) 検討経過

第1回 平成14年5月27日 稚内合同庁舎共用会議室

- ・農林水産省の調査について
- ・環境省の調査について
- ・調査の推進体制について
- ・平成14年度の調査予定について
- ・サロベツ・シンポジウムの開催について

第2回 平成14年8月22日 稚内合同庁舎共用会議室

- ・平成14年度の調査方針について
- ・サロベツ・シンポジウムの開催について

第3回 平成15年2月28日 JA 豊富町2階会議室

- ・サロベツ再生構想策定に係る調査について

第4回 平成15年6月30日 稚内合同庁舎共用会議室

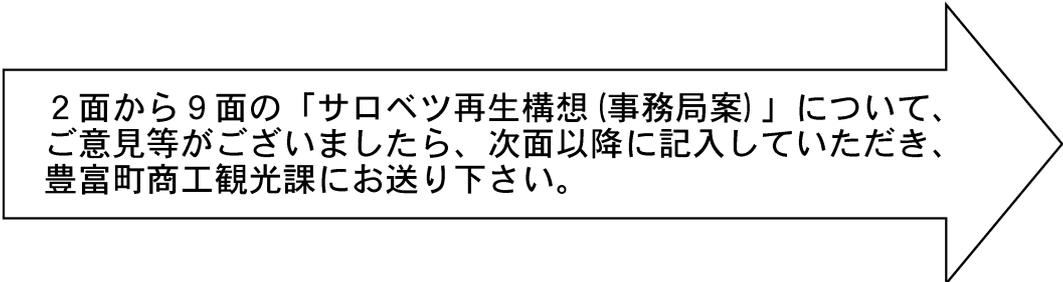
- ・環境省によるサロベツ湿原での調査内容
- ・農業側の平成15年度の調査方針

第5回 平成16年2月13日 JA 豊富町2階会議室

- ・環境省によるサロベツ湿原での調査内容
- ・農業側による調査内容
- ・調査の推進体制について
- ・自然再生協議会について

第6回 平成16年3月24日 JA 豊富町2階会議室

- ・農業側の取り組み方針について
- ・サロベツ再生構想の素案について
- ・今後のスケジュール



2面から9面の「サロベツ再生構想(事務局案)」について、ご意見等がございましたら、次面以降に記入していただき、豊富町商工観光課にお送り下さい。

サロベツ再生構想(案)に関する意見回収用紙

送付先

〒098-4110

天塩郡豊富町大通6丁目
豊富町役場 商工観光課

TEL 0162-82-1001

FAX 0162-82-2806

氏名

住所

連絡先 TEL

FAX

キリトリ

キリトリ

キリトリ

キリトリ

キリトリ

※ご意見等は、平成16年8月23日まで、上記宛先に郵送、FAX、持参でお寄せ下さい。

